

令和 7 年

伊豆の国市教育委員会 4 月定例会

会議録

令和7年伊豆の国市教育委員会4月定例会

開会年月日 令和7年4月25日(金) 午前9時30分～午前11時10分

場 所 あやめ会館2階会議室

日 程

- 1 冒 頭 (学校教育課長)
- 2 開 会 (教育長)
- 3 会議録署名委員の決定 (教育長)
- 4 会期の決定 (学校教育課長)
- 5 3月定例会会議録の承認 (学校教育課長)
- 6 教育長報告 (教育長)
- 7 議事日程 (議事進行：教育長)

日程第1	報告第13号	教育委員会職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則の制定について
日程第2	報告第14号	要保護児童生徒の就学援助資格の新規認定について
日程第3	議案第17号	幼稚園評議員の委嘱について
日程第4	議案第18号	伊豆の国市社会教育委員の委嘱について
日程第5	議案第19号	伊豆の国市公民館運営審議会委員の委嘱について
日程第6	議案第20号	伊豆の国市就学支援委員の委嘱について
日程第7	議案第21号	いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について
日程第8	議案第22号	準要保護児童生徒の就学援助資格の新規認定について

- 8 閉 会 (教育長)

出席者	教育委員会	教育長	菊池之利
	同	委員	岩田幸晴
	同	委員	小池陽子
	同	委員	清水照子
	同	委員	前田泰宏

説明に出席した者の職氏名

教育部長	渡邊直人
教育施設整備課長	植松明久
生涯学習課長	近藤卓哉
文化財課文化財係長	山田康雄
幼児教育課長	平井仁史
学校教育課統括監	濱田晃治
学校教育課教育支援監	杉崎ことみ

会議に出席した事務局の職氏名

学校教育課長	古木智己
教育総務係長	田村由美
学校教育課教育総務係	鈴木由佳

9 その他（進行：学校教育課長）

① 小・中学校の児童・生徒の問題行動について

② 臨時教育委員会の開催について

日時：令和7年5月19日（月） 午後4時～

場所：あやめ会館2階会議室

※教育委員任命式の後の開催となります。

③ 次回以降の定例教育委員会の開催について

日時：令和7年5月30日（金） 午後3時30分～

場所：あやめ会館2階 会議室

日時：令和7年6月25日（水） 午後3時00分～

場所：あやめ会館2階 会議室

■古木学校教育課長

皆さま、こんにちは。本日は、お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。
菊池教育長より、皆さまにごあいさつ申し上げます。

■菊池教育長

<略>

■菊池教育長

本日は、4人出席しておりますので、委員会は成立しております。

ただいまより、令和7年教育委員会4月定例会を開催いたします。本日の会議録に署名する委員は、小池委員と前田委員にお願いいたします。

■古木学校教育課長

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

会期につきましては、本日4月25日、1日のみということで処理をしたいと思います
が、いかがでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■古木学校教育課長

ありがとうございます。本日1日だけということでお願いします。

次に、先月行いました教育委員会3月定例会開催分の会議録の報告と承認の件に入ります。

会議録の写しを配付してございます。実施日、出席者、議案の案件、議決内容、署名等の会議内容を記載してございます。こちらについては、見ていただき承認されたということで処理をさせていただきますが、いかがでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■古木学校教育課長

ありがとうございます。ここで、教育長から報告事項を申し上げます。

■菊池教育長

<略>

■古木学校教育課長

この後、議事に入りますが、ここからの進行は、菊池教育長にお願いいたします。

■菊池教育長

それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 報告第13号「教育委員会職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明をお願いします。

■古木学校教育課長

学校教育課古木です。

報告第13号「教育委員会職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明します。

資料1 ページの新旧対象表をご覧ください。今回の改正ですが、「伊豆の国市職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」の一部改正に準ずる形で改正したものであります。

内容については、第2条の「職務に専念する義務の免除」の中で、第9号及び第15号の条文を削除するものであります。

理由としては、第9号について、これまで台風の襲来等で帰宅困難となることが想定される場合は職務を免除できたものを災害対応としては市役所職員として当然職務にあたることからこの条文を削除するものであります。

第15号は、職員の就学部分休業に関する条例を令和6年3月19日に施行し、その中で就学部分休業については、「無給」いわゆる給与は発生しないとしておりますので、その条例との整合性を図るため改正するものであります。

なお、この規則改正の施行日は令和7年4月1日とさせていただきます。説明は、以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第2 報告第14号「要保護児童生徒の就学援助資格の新規認定について」の説明をお願いします。

■古木学校教育課長

<略>

■菊池教育長

続きまして、日程第3 議案第17号「幼稚園評議員の委嘱について」の説明をお願いします。

■平井幼児教育課長

幼児教育課の平井です。

議案第 17 号「幼稚園評議員の委嘱について」説明いたします。

本案は、伊豆の国市学校管理規則第 32 条の規定に基づき、幼稚園評議員を委嘱するものです。

資料をご覧ください。委員に委嘱する者です。共和幼稚園は、川口洋岳氏、石橋守氏、矢田正則氏、吉川七苗氏です。富士美幼稚園は、佐野勝巳氏、米山千尋氏、大川治道氏、小坂美喜氏です。のぞみ幼稚園は、水谷正氏、角田裕子氏、織裳雅世氏、橋本敬之氏です。田京幼稚園は、堀江尚氏、堤みよ志氏、梶山滋男氏、小川理恵氏です。以上、16 人となります。委嘱の期間は、令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとなります。

4 ページをご覧ください。各幼稚園の評議員の構成です。16 人のうち、12 人が再任、4 人が新任となります。

5 ページをご覧ください。令和 7 年 3 月 31 日をもって退任した方になります。

6 ページをご覧ください。評議員の法的根拠になります。大元の設置根拠としましては、伊豆の国市立学校管理規則第 32 条第 1 項で規定し、その運営に関して必要な事項を伊豆の国市立幼稚園における幼稚園評議員要綱にて定めております。説明は以上になります。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

■清水委員

委嘱期間が 5 月 1 日からということですが、前の任期が 7 年 3 月 31 日ということで、1 ヶ月間は誰もいないのですか。

■平井幼児教育課長

その空白期間の対応でございますけれども、資料 7 ページの第 5 条の任期をご覧ください。第 5 条の 2 行目、但し書きがあります。「新年度の評議員を委嘱されるまでの間は、前年度の評議員がその任を代行することができる」という規定がございます、それを当てはめて、もし何かあった場合には、前の評議員がそのまま任に当たるということです。

■清水委員

わかりました。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第 17 号「幼稚園評議員の委嘱について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第 17 号「幼稚園評議員の委嘱について」は、承認されました。

続きまして、日程第 4 議案第 18 号「伊豆の国市社会教育委員の委嘱について」の説明をお願いします。

■近藤生涯学習課長

生涯学習課の近藤です。

議案第 18 号「伊豆の国市社会教育委員の委嘱について」説明いたします。

伊豆の国市 社会教育委員条例 第 3 条及び第 4 条の規定に基づき、令和 7 年 4 月 30 日付けで任期満了となるため、委嘱するものであります。

1 ページをご覧ください。新しい委員の構成につきましては、名簿のとおり再任が 10 人、新任が 2 人、計 12 人となります。新任は、3 番の大町利夏さんが校長会の選出として学校教育関係者、10 番の山田清彦さんが学識経験者として社会教育法第 3 条に該当いたします。

委嘱期間につきましては、令和 7 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日までの 2 年間となります。

2 ページをご覧ください。令和 7 年 4 月 30 日付けで任期満了となり退任する委員は、2 人となります。委員のマッケイまり子さんが 2 期 4 年間、牧野宏之校長が 1 期 2 年間ご尽力をいただきました。以上で説明を終わります。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第 18 号「伊豆の国市社会教育委員の委嘱について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第 18 号「伊豆の国市社会教育委員の委嘱について」は、承認されました。

続きまして、日程第 5 議案第 19 号「伊豆の国市公民館運営審議会委員の委嘱について」の説明をお願いします。

■近藤生涯学習課長

生涯学習課の近藤です。

議案第 19 号「伊豆の国市公民館運営審議会委員の委嘱について」説明いたします。

伊豆の国市公民館条例第 12 条及び第 13 条の規定に基づき、令和 7 年 4 月 30 日付けで任期満了となるため、委嘱するものであります。

1 ページをご覧ください。新しい委員の構成につきましては、名簿のとおり再任が 7 人、新任が 1 人計 8 人となります。新任は、2 番の佐々木直美さんが社会教育関係者として、公民館運営協議会条例第 12 条に該当いたします。

委嘱期間につきましては、令和 7 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日までの 2 年間となります。

次ページをご覧ください。

令和 7 年 4 月 30 日付けで任期満了となり退任する委員は、1 人となります。委員のマッケイまり子さんが、2 期 4 年間 ご尽力をいただきました。

以上で説明を終わります。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第 19 号「伊豆の国市公民館運営審議会委員の委嘱について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第 19 号「伊豆の国市公民館運営審議会委員の委嘱について」は、承認されました。

続きまして、日程第 6 議案第 20 号「伊豆の国市就学支援委員の委嘱について」の説明をお願いします。

■杉崎教育支援監

教育支援監の杉崎です。

「伊豆の国市就学支援委員の委嘱について」説明します。

伊豆の国市就学支援委員会条例第1条では、特別支援学級に就学を予定している者又は心身に障害があるものに対し適正な就学支援を行うため、就学支援委員会を置くこととなっております。条例第3条では、委員15人以内で組織され、医師、学校関係者、関係機関の職員、学識経験を有する者、その他教育委員会が必要と認める者となっております。令和7年4月30日付で任期満了となるため、新たに委員を任命するものであります。

資料1ページ、2ページに委員に委嘱する者の住所、氏名、所属を記載しております。3ページには委員の構成表、4ページに退任の委員を記載しております。

また、伊豆の国市就学支援委員会条例を添付してありますので参考にご覧ください。

委嘱期間は、令和7年5月1日から令和8年4月30日までとなります。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

■前田委員

前田です。

この就学支援委員会というのは、相談があった場合に活動するようなものなのでしょうか。基本的な活動は、どういうものなのでしょうか。

■濱田統括監

就学支援委員会というのは、年間に3回開催を予定をされております。例えば、県立の特別支援学校に進学するかどうかという時に、幼稚園・保育園の園児に対して審議をする場になります。それから同じく特別支援学級若しくは通級指導教室、それとも通常学級で過ごした方が良いかどうかを15人の委員で審議します。

そのために各園や学校で、校内、園内の就学支援委員会を開きまして、校内でまず選定をします。その資料をこの就学支援委員会に上げていただき、適切な就学場所を審議するという形で、年3回計画されております。総合して審議をする場ということでご理解いただけますでしょうか。

■前田委員

特別支援学校に就学を予定している人たちを、資料を検討するということですか。全員に対して。

■濱田統括監

そうですね。

■前田委員

相談があつて審議するというのでしょうか。

■濱田統括監

当然相談等もごさいます。保護者が特別支援学校を見学したい、また特別支援学級を見学したい、通級指導教室がどういう場所なのか知りたいと学校や園に相談を持ちかけて、その案件が教育委員会に連絡が来て一緒に同行したりすることもありますけれども、就学相談を進めながら、最終的な判断はこちらの就学支援委員会で行っています。

■前田委員

ありがとうございます。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第 20 号「伊豆の国市就学支援委員の委嘱について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第 20 号「伊豆の国市就学支援委員の委嘱について」は、承認されました。

続きまして、日程第 7 議案第 21 号「いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」の説明をお願いします。

■杉崎教育支援監

「伊豆の国市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」説明します。

伊豆の国市いじめ問題対策連絡協議会条例 第 3 条の規定に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとして設置されております。委員 15 人以内で組織され、学校、教育委員会、警察、児童相談所、法務局や関係機関、または団体に所属する職員のうちから教育委員会が委嘱し任命するとなっております。

委員の任期は 2 年となっており、令和 8 年 4 月 30 日付で任期満了となります。12 人の方については再任となっておりますが、3 人の方は、前任の方から引き継ぎという形となります。

資料 1、2 ページには委員の住所、氏名、所属を、3 ページには委員の構成表に新

任、再任の別を記載しております。4 ページには、退任の委員を記載しております。

5 ページからは、伊豆の国市いじめ問題対策連絡協議会等条例をお示ししています。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。
よろしいでしょうか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第 21 号「いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第 21 号「いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」は、承認されました。
続きまして、日程第 8 議案第 22 号「準要保護児童生徒の就学援助資格の新規認定について」説明をお願いします。

■古木学校教育課長

<略>

□質疑

<略>

■菊池教育長

議案第 22 号「準要保護児童生徒の就学援助資格の新規認定について」の新規認定は 7 件承認、1 件却下されました。継続分については、5 件承認されました。

これで、本日予定されました付議事項につきましては、すべて終了しました。

ここで、4 月定例会を閉会といたします。

令和7年5月 日

署名委員

印

署名委員

印